

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 井田病院光熱水費未請求事案等について

資料1 井田病院における光熱水費の未請求について

資料2 井田病院内の喫茶店事業者に対する上下水道料金の請求額
の誤りについて

資料3 井田病院における光熱水費未請求事案に関連した一連の
処理及び対応状況等に関わる検証作業について

病院局

令和2年10月29日

井田病院における光熱水費の未請求について

1 未請求について

井田病院の電力系統は、一般電灯、一般動力、保安電灯、保安動力の4系統があります。また、水道は、給水と給湯の2系統があります。

売店において一般動力と給湯、レストランにおいて一般動力、保安電灯、保安動力と給湯が使用されていたということを認識しておらず、事業者に対し請求を行っていなかったものです。

(1) 対象

井田病院内の売店とレストランに対する電気料金及び水道料金・下水道使用料

(2) 未請求期間と未請求金額

ア 売店

未請求期間：平成24年5月から平成29年10月まで（66カ月間）

未請求金額：1,657,316円

イ レストラン

未請求期間：平成24年5月から平成30年3月まで（71カ月間）

未請求金額：11,446,562円

※レストランについては、水道量計（給湯）が異常値を示していた期間を考慮【別紙1】

2 経過

(1) 平成29年10月28日

- ・事業者の更新時に新規の売店事業者からの照会により、電力量計（一般動力）の存在、未請求であること及び未検定品であることが判明。
- ・設備、光熱水費等の調査を開始。

(2) 平成30年1月4日

- ・水道量計（給湯）の存在、未請求であることが判明。
- ・井田病院新棟第2期工事が竣工された平成26年11月までのレストランの使用水量が異常に多い値を示していたことが判明したため、水道量計（給湯）設置事業者、工事施工業者、レストラン事業者、まちづくり局に調査を依頼。（その後の調査においても、原因は特定できず。）

(3) 平成30年2月8日

- ・売店事業者から電力使用量について疑義が示されたことから、電力量計（一般動力）設置業者に点検を依頼。
- ・電力量計（一般動力）は、設置事業者の合成変成比率の設定誤りにより、5倍の数値が表示されていることが判明。
- ・まちづくり局に設備、電力量計について調査を依頼。

- (4) 平成30年3月9日
・まちづくり局による調査の結果、電力量計（保安電灯、保安動力）の存在、未請求であること及び未検定品であることが判明。
- (5) 平成30年5月8日
・病院局から市長へ報告

3 未請求への対応

- (1) 事業者への対応
実費負担である未請求分光熱水費の徴収とレストラン運営の継続を基本とし、事業者を訪問し謝罪するとともに未請求光熱水費の支払いを依頼しました。
- ア 売店事業者は、一括により全額納付
- イ レストラン事業者は、当初支払いの意思はないとしていたが、その後の協議により、現在分割により納付。
- (2) レストラン事業者との対応経過
- ア 平成29年12月27日
・電気料金（一般動力）について、請求漏れの謝罪、追加請求の説明
- イ 平成30年1月24日
・事業者から電気料金（一般動力）について、支払意思がない旨の文書が提出【別紙2】
・水道料金・下水道使用料（給湯分）について、請求漏れの謝罪、追加請求の説明
- ウ 平成30年3月15日
・請求方針が示されるまで営業時間を短縮したい旨、文書で依頼あり。
・以降、事業者との協議は一旦停止し、設備光熱水費の再調査開始
- エ 平成30年7月6日
・平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より提案
・経過、未請求金額等を詳細説明、支払いを依頼
- オ 平成30年8月23日
・事業者から支払意思がない旨、文書回答【別紙3】
- カ 平成30年11月29日
・平成30年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より再提案
・支払に応じられない場合、民事調停・訴訟による解決を提案【別紙4】
- キ 平成30年12月25日
・事業者から支払に応じる意向がある旨、口頭により回答

ク 平成31年1月15日

- ・事業者から文書で回答【別紙5】

ケ 平成31年2月14日

- ・井田病院の対応方針を文書で回答、最終確認文書案を提示【別紙6】
(確認文書については、現時点で取り交わしていない。)

***確認事項**

- ・未請求分を55回分割し、そのうち1～36回分を支払うこと。また、37回分以上の残額の支払いは改めて協議を行うこと。
- ・平成30年4月以降について、一般電灯・給水以外の光熱水費も支払うこと。
- ・レストラン営業を継続するためのスキーム(使用料、営業時間)の見直し

(3) レストラン事業者への未請求分の請求等

- ・未請求分は55回に分割し、当該月分と分けて請求しています。
- ・入金された未請求分の光熱水費は、平成30年度と令和元年度の決算に計上しています。

平成30年度 2, 497, 440円(208,120円×12回)

令和元年度 2, 497, 440円(208,120円×12回)

令和2年度 1, 040, 600円(208,120円×5回)

※令和2年10月29日時点 納付済額 6, 035, 480円(29回分)

残 額	5, 411, 082円(26回分)
-----	--------------------

(4) レストラン事業者からの退店の申し出について

- ・令和2年10月23日付(10月26日收受)で今年度末をもって退店する旨の申出書が提出されました。
- ・新型コロナウイルスの影響により目標とする運営が達成されず、今後の運営継続は厳しいとの判断が退店の理由です。
- ・今後、必要な協議・調整を行っていく予定です。

平成 30 年 1 月 24 日

川崎市立井田病院事務局庶務課 御中

ACA Next 株式会社
代表取締役

行政財産使用許可に基づく水光熱費（動力電源電気料）の追加請求についての回答

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成 29 年 12 月 27 日にご説明頂きました件について弊社より以下のとおり回答差し上げます。

◆平成 24 年 5 月から平成 29 年 10 月までの動力電源電気量の追加請求について

同期間における水光熱費の請求については、都度ご請求通り遅滞なく支払い済みと認識しており、追加請求についてお支払いする意思はございません。

その理由として、貴院のレストラン開設当時の公募時、及び川崎市、または貴院との協議の中で、今件電気料が想定される旨の説明が行われていなかったと認識しております。また、このことは昨年に実施された公募の際にも同様に説明がなされていなかったことから明らかだと判断しています。

月間にかかる動力電源電気料をもとに、レストランの運営の試算を行なった場合、大幅な赤字となり運営上成り立たないことは明白です。仮に川崎市、または貴院より説明がなされていたのであれば、弊社は応札、及びレストラン運営は行なわなかったものと考えます。川崎市、または貴院より、過去の公募時、及びレストラン開設に伴う協議の中で、今件電気料相当額の請求が発生する旨の説明、および双方での確認がなされていたということであれば、その事実関係について、いつ頃、どのような形でなされていたのかを提示していただけますようお願い致します。

◆平成 29 年 11 月からの電気料金について

上記記載のとおり説明、明示がなされていない状況下で平成 29 年 11 月 1 日からのレストラン運営業者として選定を受けていると認識しておりますので、追加請求について支払う意思はございません。

平成 29 年 11 月からのレストラン運営事業者にかかる公募過程において、競合の応札予定事業者からの質問に対する貴院の回答として、平成 28 年度の月額平均は 34,913 円と明確な回答（別添資料①）があり、今件電気料請求金額は公募時の説明と大きく乖離した内容となっております。

弊社といたしましては、公募過程で貴院より開示のあった情報、条件をもとにレストラン運営の試算表（別添資料②）を含む資料を提出し、貴院の選定審査会の審査を

経て選定を受けております。

公募過程、及び運営開始以前に電気料請求の元となる子メーターの存在、及び動力電源電気料の請求について、貴院からの情報開示がなかったことから、現在の使用許可期間中は公募時に開示された情報に基づく水光熱費水準でのご請求をご検討頂けますようお願い致します。

上記記載のとおり動力電源電気料の支払いについて、事前に貴院より情報開示がなされていたとするならば、レストラン運営が成り立たないことは明白であり、弊社は公募に参加することはございませんでした。

弊社と致しましては、過去に遡っての動力電源電気料の支払請求、及び現在の使用許可期間中における動力電源電気料の請求がなされる場合は、公募情報の相違を理由にレストラン運営の即時撤退の申し入れを予定しております。

以上

平成 30 年 8 月 2 3 日

川崎市立井田病院
事務局長
田邊 雅史 様

A C A Next 株式会社
コントラクトフード事業本部

光熱水費（動力電源電気料・上下水道）の追加請求についての回答

拝啓 貴病院におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます・
平素は食堂運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご説明いただきましたご提案について、過去における（平成 24 年 5 月～平成 29 年 10 月 31 日）光熱水費（動力電源電気料・上下水道）の追加請求について、弊社顧問弁護士を交えて協議した結果、弊社としての回答をさせていただきます。

公募時に説明を受けた内容に相当する光熱水費の請求を受け、滞りなく支払いを完了しております。公募時の内容に誤りがあったとすれば、条件的に当職員食堂およびレストランの給食業務の受託はしておらず、過去に遡っての請求には一切支払いの義務はないものと判断いたします。

依って、平成 29 年 11 月～平成 30 年 10 月までの契約期間については、当職員食堂ならびにレストランの運営は昨年公募時の条件を基に業務を継続させていただきたいと思っております。

貴病院よりご提案いただきましたが、弊社からの正式な回答とさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

以上

御検討いただきたいこと

病院の方針

- 1 レストランの運営は継続していきたい。
(患者サービス及び職員の福利厚生維持)
- 2 平成24年5月から平成30年3月までの水道、光熱水費等のうち未請求分については、全てお支払いいただきたい。(総額約1,498万円)
約1,145万円
- 3 平成30年4月以降の水道、光熱水費等については、従前請求していなかった分についてもお支払いいただきたい。(月額14万円程度) 約15万円

充当

提案

- 1 平成30年4月から平成34年10月までの55か月分の使用料を減額又は免除します。
(現状の使用料月額約25万円) 約22万円
- 2 暫定的措置として承認した営業日、時間の短縮を最長で平成34年10月まで延長します。
 - ・営業日 週7日→週5日
 - ・営業時間 週66時間→週40時間
- 3 平成24年5月から平成30年3月分については、分割払いについても検討します。
 - ・最大で55回分割。
- 4 院内において、レストラン利用向上に向けた広報、啓発の強化、協力を推進します。
- 5 閉店時間後の医療関係者との懇親会等の開催に柔軟に対応します。ただし、アルコールは不可。

平成 31 年 1 月 15 日

川崎市立井田病院事務局庶務課 御中

ACA ~~Next株式会社~~
コントラクトフー~~ド~~事業本部
本部長

行政財産使用許可に基づく光熱水費（動力電源電気料）の追加請求についての回答

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成 30 年 11 月 29 日にご説明頂いた件につきまして弊社より以下のとおり回答させていただきます。

①民事調停による解決について

調停案による解決に至るか否かは内容次第であるとしか回答できませんが、民事調停の場に臨むという意味はございます。

その場合、レストラン運営と調停の進行を分けて考えたく、平成 31 年 3 月末をもって、当社のレストラン運営は終了させていただき、調停若しくは訴訟で継続したいと考えています。

②当社の債務としない場合のレストラン運営について

井田病院様よりご提案を受けている、『行政財産使用料を 55 か月間免除いただき、減免いただいた額を過去の光熱水費に充当する』という提案ですが、長期間に亘るため、受け入れることが困難でございます。55 か月の経過途中での解約＝債務として存在することが最大のネックとなります。

その点につきまして、「平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月までの 36 か月を経過すれば、過去分の水光熱費を債務としない。」というお約束がいただければ、ご提案いただいている、使用料の減免、光熱水費への充当という提案でレストランの運営を継続させていただきたいと考えます。平成 33 年 4 月以降も、そのタイミングにおける条件を前提に、レストラン運営に支障がなければ継続もしたいと考えます。

当社といたしましては、今までお伝えしてきているように、運営可能な条件であれば、レストラン運営は継続したいという意思は変わりません。

ご検討の上、回答をいただきたくお願い申し上げます。

以上

事 務 連 絡

平成31年2月14日

ACA Next株式会社
コントラクトフード事業本部
本部長 松島正昭様

川崎市立井田病院
事務局長 田邊雅史

行政財産使用許可に基づく光熱水費の追加請求についての回答に対する
当院の対応方針について（回答）

平素より病院運営に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年1月15日付けで御回答いただいた標記の件につきまして、次のとおり当院の対応方針について回答いたします。

御社からいただいた回答のうち、②の内容を踏まえて、本件の解決を図りたいと考えていますが、「平成30年4月から平成33年3月までの期間は光熱水費を分割して納付いただき、残額の支払については平成33年3月までの間に両者誠意を持ってあらためて協議を行う。」という形で御検討くださるようお願いいたします。

また、これらの内容については、お互いに確認文書という形で取りまとめたいと考えています。

なお、当院といたしましては、平成34年10月までの期間、御社にレストラン運営を継続していただきたいと考えておりますので、行政財産使用料につきましては、病院という特性上、一般のレストランと比較して収益を確保することが困難であること、売上が開設時の想定に及ばないこと、また、本市の他の市立病院における厳しい運営状況等も鑑み、免除する方向で調整いたします。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

（市立井田病院事務局庶務課担当）

電話 044 - 766 - 2188（代）

案 1

光熱水費の納付についての覚書

川崎市立井田病院におけるレストラン運営に係る光熱水費の納付について、川崎市（以下「甲」という。）とACA Next株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

第1条 平成24年5月1日から平成30年3月31日までのレストラン運営に係る光熱水費のうち、甲が乙に対して請求を行っていなかった金額は、11,446,562円である。

第2条 乙は、甲に対し、第1条の金額のとおり、債務を負担していることを承認する。

第3条 乙は、甲に対し、債務を分割して納付する。分割納付の計画は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 各月の分割納付予定額 | 208,120円 |
| (2) 分割納付開始時期 | 平成30年4月から |
| (3) 分割納付期間 | 平成34年10月まで |
| (4) 分割納付期間最終月の予定残高 | 208,082円 |

第4条 乙は、甲に対し、平成33年3月まで第3条の計画のとおり、光熱水費を分割して納付する。

第5条 平成33年4月以降の納付については、平成33年3月の時点で、甲、乙、誠意を持ってあらためて協議を行うものとする。

平成 年 月 日

甲 川崎市
病院事業管理者 増田 純一

乙 東京都港区西新橋一丁目16-3
ACA Next株式会社
代表取締役 森 薫

案 2

光熱水費の納付についての覚書

川崎市立井田病院におけるレストラン運営に係る光熱水費の納付について、川崎市（以下「甲」という。）とACA Next株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

- 1 平成24年5月1日から平成30年3月31日までのレストラン運営に係る光熱水費のうち、甲が乙に対して請求を行っていなかった金額11,446,562円について、乙は甲に対して、平成30年4月から平成34年10月まで適宜分割して納付するものとする。
- 2 平成33年4月以降の取扱いについては、平成33年3月の時点で、甲、乙、誠意を持ってあらためて協議を行うものとする。

平成 年 月 日

甲 川崎市
病院事業管理者 増田 純一

乙 東京都港区西新橋一丁目16-3
ACA Next株式会社
代表取締役 森 薫

井田病院内の喫茶店事業者に対する上下水道料金の請求額の誤りについて

平成24年7月1日から平成29年9月30日までの期間営業していた喫茶店事業者について、上下水道料金の請求額の計算誤りによる請求不足分があり、現時点で徴収できておりません。

(参考)

1 金額	既請求額	890,718円
	正しい請求額	931,138円
	追加請求を要する額	40,420円

【別紙1、2】

	請求不足額
24年度	10,479円
25年度	-856円
26年度	3,074円
27年度	9,930円
28年度	9,763円
29年度	8,030円
計	40,420円

2 計算誤りの内容

- (1) 病院全体の下水道の使用量について、新棟開院後、排出汚水量の減量を認定されていたにもかかわらず、平成24年7月分から平成29年11月分まで、誤って、減量される前の上水道の使用水量と同じ数値を計算に用いていた【別紙3】。
- (2) 病院全体の使用量及び使用料金について、平成24年7月分から平成29年11月分まで、誤って前月分の数値を計算に用いていた。
- (3) 使用量及び使用料金について一部入力誤りがあった。

※ 平成29年10月1日以降フランチャイズ方式により営業している現事業者に対しても、平成29年10・11月分について計算誤りがあったが、既に精算済みである。

3 経過

- (1) 平成30年1月上旬 光熱水費の調査を行っている中で、上下水道料金の請求額に誤りがあることが判明。
- (2) 平成30年1月26日 事業者に上下水道料金の請求額の誤りを説明。支払いを依頼し、応じる意向を確認。
- (3) 平成30年2月27日 事業者から消滅時効5年について確認を求められる。
- (4) 平成30年3月13日 事業者から消滅時効2年について確認を求められる。
- (5) 平成30年8月15日 時効10年として再度金額を提示し、支払いを求める。事業者から消滅時効5年の適用が妥当との見解を示される。
- (6) 平成30年9月26日 支払いを求めるも、時効10年について事業者の理解を得られず。
- (7) 令和2年10月14日 事業者に連絡。
- (8) 令和2年10月15日 事業者に対し、納入通知書を送付。

喫茶店水道料金(平成24年7月30日～平成29年9月30日分)

別紙1

未請求金額合計 **¥40,420**

正しい請求金額 **¥931,138**

既請求金額 **¥890,718**

平成24年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	年度計
未請求金額 H=F-G				¥1,705	¥2,846	¥3,222	¥1,884	¥580	¥11	¥40	¥78	¥113	¥10,479
給水使用量(m ³) A				4	27	27	30	30	22	21	22	25	
親上水使用量(m ³) B				8,900	11,188	9,811	7,047	5,970	5,493	5,515	5,756	6,203	
親上水使用料金(円) C				3,296,039	4,153,696	3,637,527	2,601,442	2,197,728	2,018,925	2,027,172	2,117,510	2,285,068	
親下水使用量(m ³) D				7,003	8,333	8,317	6,667	5,913	5,473	5,498	5,740	6,138	
親下水使用料金(円) E				3,252,285	3,915,623	3,907,643	3,084,705	2,708,648	2,489,198	2,501,667	2,622,364	2,820,867	
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)				¥3,338	¥22,711	¥22,695	¥24,954	¥24,785	¥18,090	¥17,274	¥18,143	¥20,698	¥172,688
既請求金額 G				¥1,633	¥19,865	¥19,473	¥23,070	¥24,205	¥18,079	¥17,234	¥18,065	¥20,585	¥162,209

平成25年度	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	年度計
未請求金額 H=F-G	¥-14	¥229	¥623	¥1,720	¥-5,589	¥1,524	¥1,330	¥682	¥-1,388	¥-30	¥5	¥52	¥-856
給水使用量(m ³) A	19	21	17	19	17	18	18	17	15	16	14	17	
親上水使用量(m ³) B	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,098	5,666	5,760	
親上水使用料金(円) C	2,042,540	2,367,160	2,506,230	3,411,118	4,046,863	2,888,202	2,432,010	2,177,861	2,618,685	2,245,709	2,083,774	2,119,010	
親下水使用量(m ³) D	5,472	5,885	5,612	7,253	8,692	6,493	5,990	5,811	7,023	6,048	5,635	5,688	
親下水使用料金(円) E	2,488,699	2,694,683	2,558,524	3,376,973	4,094,674	2,997,923	2,747,052	2,657,775	3,262,260	2,775,979	2,569,995	2,596,429	
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)	¥15,625	¥17,355	¥14,022	¥15,885	¥14,317	¥14,964	¥14,891	¥14,032	¥12,504	¥13,235	¥11,533	¥14,014	¥172,377
既請求金額 G	¥15,639	¥17,126	¥13,399	¥14,165	¥19,906	¥13,440	¥13,561	¥13,350	¥13,892	¥13,265	¥11,528	¥13,962	¥173,233

平成26年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	年度計
未請求金額 H=F-G	¥313	¥268	¥269	¥1,379	¥-4,052	¥2,146	¥1,619	¥527	¥459	¥-75	¥47	¥174	¥3,074
給水使用量(m ³) A	14	16	17	17	15	16	17	17	15	15	15	18	
親上水使用量(m ³) B	5,116	5,679	6,875	9,007	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094	6,654	
親上水使用料金(円) C	1,931,252	2,148,323	2,609,452	3,431,466	3,394,067	2,570,125	2,472,193	1,993,327	2,934,865	2,439,806	2,308,330	2,524,244	
親下水使用量(m ³) D	4,993	5,528	5,792	6,669	6,249	5,448	5,977	5,138	7,675	6,357	6,019	6,542	
親下水使用料金(円) E	2,314,297	2,588,533	2,723,965	3,173,866	2,958,406	2,547,493	2,818,870	2,388,463	3,689,944	3,013,810	2,840,416	3,108,715	
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)	¥11,773	¥13,544	¥14,447	¥14,566	¥12,814	¥13,552	¥14,463	¥14,323	¥12,914	¥12,798	¥12,759	¥15,381	¥163,334
既請求金額 G	¥11,460	¥13,276	¥14,178	¥13,187	¥16,866	¥11,406	¥12,844	¥13,796	¥12,455	¥12,873	¥12,712	¥15,207	¥160,260

平成27年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	年度計
未請求金額 H=F-G	¥35	¥160	¥975	¥2,076	¥2,487	¥2,143	¥1,353	¥362	¥282	¥-57	¥49	¥65	¥9,930
給水使用量(m ³) A	16	17	18	20	17	16	17	16	15	15	16	16	
親上水使用量(m ³) B	5,940	5,948	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503	6,884	
親上水使用料金(円) C	2,248,954	2,252,038	2,564,342	3,263,748	3,182,394	3,039,352	2,726,663	2,226,977	2,699,288	2,349,199	2,466,024	2,612,923	
親下水使用量(m ³) D	5,770	5,274	5,338	5,925	6,051	6,650	6,727	5,762	7,077	6,188	6,481	6,854	
親下水使用料金(円) E	2,712,679	2,458,231	2,491,063	2,792,194	2,856,832	3,164,119	3,203,620	2,708,575	3,383,170	2,927,113	3,077,422	3,268,771	
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)	¥13,579	¥14,359	¥15,229	¥17,039	¥14,496	¥13,698	¥14,551	¥13,577	¥12,866	¥12,778	¥13,664	¥13,703	¥169,539
既請求金額 G	¥13,544	¥14,199	¥14,254	¥14,963	¥12,009	¥11,555	¥13,198	¥13,215	¥12,584	¥12,835	¥13,615	¥13,638	¥159,609

平成28年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	年度計
未請求金額 H=F-G	¥-210	¥159	¥749	¥1,439	¥2,257	¥2,185	¥1,769	¥845	¥286	¥8	¥82	¥194	¥9,763
給水使用量(m ³) A	16	16	16	16	16	15	15	16	14	13	15	17	
親上水使用量(m ³) B	5,142	5,262	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,252	6,463	5,658	5,741	6,577	
親上水使用料金(円) C	1,941,331	1,987,598	2,500,007	2,978,873	3,215,607	2,950,341	2,162,257	1,983,742	2,450,656	2,140,280	2,172,281	2,494,609	
親下水使用量(m ³) D	5,023	4,793	5,354	5,517	5,808	5,691	5,066	5,143	6,369	5,600	5,680	6,499	
親下水使用料金(円) E	2,329,468	2,217,961	2,499,271	2,582,890	2,732,173	2,672,152	2,351,527	2,391,028	3,019,966	2,625,469	2,666,509	3,086,656	
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)	¥13,460	¥13,447	¥13,536	¥13,574	¥13,616	¥12,746	¥12,637	¥13,481	¥11,946	¥11,011	¥12,716	¥14,521	¥156,691
既請求金額 G	¥13,670	¥13,288	¥12,787	¥12,135	¥11,359	¥10,561	¥10,868	¥12,636	¥11,660	¥11,003	¥12,634	¥14,327	¥146,928

平成29年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	年度計
未請求金額 H=F-G	¥-143	¥510	¥1,255	¥1,195	¥2,235	¥2,978							¥8,030
給水使用量(m ³) A	16	20	18	19	21	19							
親上水使用量(m ³) B	4,899	6,484	8,501	10,830	9,242	7,659							
親上水使用料金(円) C	1,847,640	2,458,752	3,236,427	4,134,396	3,522,127	2,911,785							
親下水使用量(m ³) D	4,725	5,685	7,459	8,210	6,201	6,521							
親下水使用料金(円) E	2,185,207	2,669,074	3,579,136	3,964,399	2,933,782	3,097,942							
正しい請求金額 F=C(A/B)+E(A/D)	¥13,433	¥16,973	¥15,489	¥16,427	¥17,938	¥16,249							¥96,509
既請求金額 G	¥13,576	¥16,463	¥14,234	¥15,232	¥15,703	¥13,271							¥88,479

喫茶店水道料金(平成24年7月30日～平成29年9月30日分) <誤りあり>

平成24年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	
給水使用量(m³) A				2	27	27	30	30	22	21	22	25	
親上水使用量(m³) B				6,456	8,900	11,188	9,811	7,047	5,970	5,493	5,515	5,756	
親上水使用料金(円) C				2,379,905	3,296,039	4,153,696	3,637,527	2,601,442	2,197,728	2,018,925	2,027,172	2,117,510	
親下水使用量(m³) D				6,456	8,900	11,188	9,811	7,047	5,970	5,493	5,515	5,756	
親下水使用料金(円) E				2,895,180	3,252,285	3,915,623	3,907,643	3,084,705	2,708,648	2,489,198	2,501,667	2,622,364	
既請求金額 F				¥1,633	¥19,865	¥19,473	¥23,070	¥24,205	¥18,079	¥17,234	¥18,065	¥20,585	
												年度計	
													¥162,209

平成25年度	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	
給水使用量(m³) A	19	21	17	19	27	18	18	17	17	16	14	17	
親上水使用量(m³) B	6,203	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,098	5,666	
親上水使用料金(円) C	2,285,068	2,042,540	2,367,160	2,506,230	3,411,118	4,046,863	2,888,202	2,432,010	2,177,861	2,618,685	2,245,709	2,083,774	
親下水使用量(m³) D	6,203	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,098	5,666	
親下水使用料金(円) E	2,820,867	2,488,699	2,694,683	2,558,524	3,376,973	4,094,674	2,997,923	2,747,052	2,657,775	3,262,260	2,775,979	2,569,995	
既請求金額 F	¥15,639	¥17,126	¥13,399	¥14,165	¥19,906	¥13,440	¥13,561	¥13,350	¥13,892	¥13,265	¥11,528	¥13,962	
													年度計
													¥173,233

平成26年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	
給水使用量(m³) A	14	16	17	17	23	16	17	17	15	15	15	18	
親上水使用量(m³) B	5,760	5,116	5,679	6,875	9,007	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094	
親上水使用料金(円) C	2,119,010	1,931,252	2,148,323	2,609,452	3,431,466	3,394,067	2,570,125	2,472,193	1,993,327	2,934,865	2,439,806	2,308,330	
親下水使用量(m³) D	5,760	5,116	5,679	6,875	9,007	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094	
親下水使用料金(円) E	2,596,429	2,314,297	2,588,533	2,723,965	3,173,866	2,958,406	2,547,493	2,818,870	2,388,463	3,689,944	3,013,810	2,840,416	
既請求金額 F	¥11,460	¥13,276	¥14,178	¥13,187	¥16,866	¥11,406	¥12,844	¥13,796	¥12,455	¥12,873	¥12,712	¥15,207	
													年度計
													¥160,260

平成27年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	
給水使用量(m³) A	16	17	18	20	17	16	17	16	15	15	16	16	
親上水使用量(m³) B	6,654	5,940	5,948	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503	
親上水使用料金(円) C	2,524,244	2,248,954	2,252,038	2,564,342	3,263,748	3,182,394	3,039,352	2,726,663	2,226,977	2,699,288	2,349,199	2,466,024	
親下水使用量(m³) D	6,654	5,940	5,948	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503	
親下水使用料金(円) E	3,108,715	2,712,679	2,458,231	2,491,963	2,792,194	2,856,832	3,164,119	3,203,620	2,708,575	3,383,170	2,927,113	3,077,422	
既請求金額 F	¥13,544	¥14,199	¥14,254	¥14,963	¥12,009	¥11,555	¥13,198	¥13,215	¥12,584	¥12,835	¥13,615	¥13,638	
													年度計
													¥159,609

平成28年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	
給水使用量(m³) A	16	16	16	16	16	15	15	16	14	13	15	17	
親上水使用量(m³) B	6,884	5,142	5,262	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,252	6,463	5,658	5,741	
親上水使用料金(円) C	2,612,923	1,941,331	1,987,598	2,500,007	2,978,873	3,215,607	2,950,341	2,162,257	1,983,742	2,450,656	2,140,280	2,172,281	
親下水使用量(m³) D	6,884	5,142	5,262	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,252	6,463	5,658	5,741	
親下水使用料金(円) E	3,268,771	2,329,468	2,217,961	2,499,271	2,582,890	2,732,173	2,672,152	2,351,527	2,391,028	3,019,966	2,625,469	2,666,509	
既請求金額 F	¥13,670	¥13,288	¥12,787	¥12,135	¥11,359	¥10,561	¥10,868	¥12,636	¥11,660	¥11,003	¥12,634	¥14,327	
													年度計
													¥146,928

平成29年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	
給水使用量(m³) A	16	20	18	19	21	19							
親上水使用量(m³) B	6,577	4,899	6,484	8,501	10,830	9,242							
親上水使用料金(円) C	2,494,609	1,847,640	2,458,752	3,236,427	4,134,396	3,522,127							
親下水使用量(m³) D	6,577	4,899	6,484	8,501	10,830	9,242							
親下水使用料金(円) E	3,086,656	2,185,207	2,669,074	3,579,136	3,964,399	2,933,782							
既請求金額 F	¥13,576	¥16,463	¥14,234	¥15,232	¥15,703	¥13,271							
													年度計
													¥88,479

既請求金額合計
¥890,718

≪計算誤りの原因について≫

- (1) 病院全体の下水道の使用量について、新棟開院後、排出汚水量の減量を認定されていたにもかかわらず、誤って減量される前の上水道の使用水量と同じ数値を計算に用いていた。
※ 下水道の病院全体の使用料(D)については、減量後の使用量を用いる必要があった。
- (2) 病院全体の使用量及び使用料金(B～E)について、誤って前月分の数値を計算に用いていた。
例: 平成29年4月分の水道料金を計算する場合、喫茶店の給水使用量(A)については4月分の数値を使用し、病院全体の使用量等(B～E)については、誤って3月分の数値を計算に用いていた。
- (3) 使用量及び使用料金について入力誤りがあった。

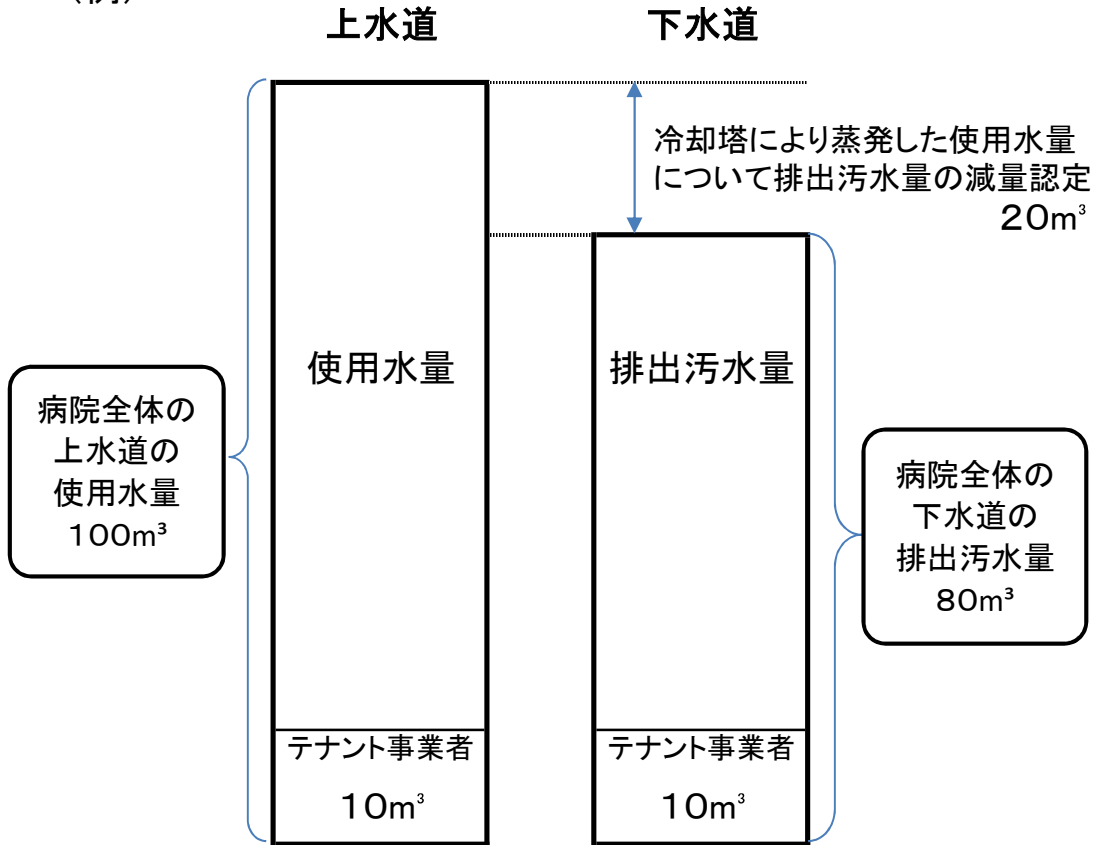
↓
正しい請求金額
¥931,138
差額 ¥40,420

排出汚水量の減量認定に係る誤りについて

下水道の使用料金は、原則として上水道の使用水量を下水道の排出汚水量とみなして請求されています。しかし、冷却塔等の使用に伴い使用水量の相当量が蒸発していると認定された場合や、製氷業や食品加工業など使用水量の一部が製品化され認定された場合には、排出汚水量が減量される制度があります。

井田病院では、平成24年5月の新棟一部開院以降、排出汚水量の減量認定を受けておりましたが、誤って減量される前の上水道の使用水量と同じ数値により、下水道の使用料金を計算し、事業者に対して請求しておりました。

(例)



病院全体の下水道使用料金が8,000円とすると、

○既請求額
8,000円 × $\frac{10\text{m}^3}{100\text{m}^3}$ = 800円
誤って上水道の使用水量と同じ数値により積算

○正しい請求額
8,000円 × $\frac{10\text{m}^3}{80\text{m}^3}$ = 1,000円
減量認定後の下水道の排出汚水量

○追加請求を要する額
1,000円 - 800円 = 200円

2川病総庶第1248号
令和2年10月23日

川崎市長 様

病院事業管理者

井田病院における光熱水費未請求事案に関連した一連の処理及び対応状況等に関わる検証作業について（依頼）

井田病院において平成29年度に判明したレストラン事業者等への光熱水費の一部未請求に伴う処理及び対応状況等について、不適切な実態がありました。

本来であれば、病院局内において検証作業を行うべきところではありますが、当該事案については病院局本庁部門及び井田病院が一体となり対応してきた経緯がございます。

つきましては、当該処理及び対応状況等についての検証作業を行うにあたり、透明性及び客観性を担保することが求められますことから、市長事務部局において当該検証作業を担っていただくことについて、特段の御配慮をいただきたく宜しくお願いいたします。

(病院局総務部庶務課 関担当)
内線70210